

悪質商法から高齢者を守る なごや見守り情報 第26号

無料耐震診断
～その後の耐震工事の勧誘

無料耐震診断終了後、契約を執拗に迫る業者に 注意しましょう！



事例

「無料住宅耐震診断のお知らせ」（〇〇組合）という折り込み広告が入っていた。業者の協同組合とあり、書かれている番号に電話をして、組合の指定業者に耐震診断をしてもらった。診断後、業者が耐震工事見積書を持参し、東海地震の恐れなど、耐震工事が必要と強引に押し切られ、その場で耐震工事150万円の契約をさせられた。

業者の信用性については不明であり、見積内容も疑問なので解約したい。

アドバイス

- ・耐震診断のために呼んだものであり、その後の耐震工事の勧誘は訪問販売に当たります。
- ・クーリング・オフ期間（8日間）内であれば、無条件で解約ができます。支払った代金は全額返金されます。
- ・クーリング・オフ期間を過ぎていても、契約を取り消すことができる場合があります。諦めないで、消費生活センターに相談しましょう。

知っておきたいこと！

- 名古屋市においては、「耐震相談窓口(無料)」を設けております。 ☎972-2921
(毎週火、第2・4土曜日 13時～17時 予約制)
- 複数の業者から、見積書をとって比較検討しましょう！
- 契約を迫られても、その場で契約するのはやめましょう！
- 何か困ったことがあったら、消費生活センターに相談しましょう！



わからぬことは、センターに聞いてね。

名古屋市消費生活センター

名古屋市中区栄一丁目23番13号 伏見ライフプラザ11階

平日 TEL052-222-9671

土・日 TEL052-222-9690

・祝日年末年始を除く

相談受付時間 午前9時から午後4時15分
(土・日は電話相談のみ)

ウェブサイト：<http://www.seikatsu.city.nagoya.jp/>